

住環境トラブル解決・定例研修会

2025年2月13日(木)



CONTENTS

第1 講義編

- 1 低周波音問題
- 2 タバコ煙害問題
- 3 香害問題

第2 座談会編

- 1 環境・近隣紛争の特徴
- 2 環境・近隣紛争の特徴と紛争解決機関等
- 3 調停手続(訴訟との対比から)・進め方



講師

Ochiai Hiroaki
落合 博明
小林理学研究所

【略歴】

1973年 学習院大学理学部卒
(財)小林理学研究所 入所
1981~2021年 学習院大学理学部非常勤講師
2007年 山梨大学大学院医学工学総合教育部卒
2011年 (財)小林理学研究所 主任研究員
2016年~現在 (一財)小林理学研究所 協力研究員



講師

Okamoto Koki
岡本 光樹 (59期)
当会会員

【略歴】

2004年 旧司法試験合格
2005年 東京大学法学部卒
2006年 弁護士登録
2011~2017年 東京都医師会タバコ対策委員会
2017~2021年7月 東京都議会議員 受動喫煙防止条例の制定に尽力
2013年~現在 厚生労働科学研究班の研究分担者・協力者



パネリスト

Takahashi Kuniaki
高橋 邦明 (52期)
当会会員

【略歴】

1992年 気象大学校卒
1994年 中央大学法学部卒
1997年 司法試験合格・修習52期
2000年 弁護士・弁理士登録
2013年 環境保全委員会委員長



座談会司会

Takahashi Miwa
高橋 美和 (63期)
当会会員

【略歴】

2007年 上智大学法学部法律学科 卒業
2009年 立教大学大学院法務研究科 卒業
2011年 烏鵠総合法律事務所 入所(2022年12月退所)
2023年 TH総合法律事務所 入所(現職)
その他現職: 内閣府公益法人相談員(2025年時点)
東京都公害審査会委員(2025年時点)
株式会社ヒューマンアジャスト 社外監査役(2025年6月~)

第1

講義編

1

低周波音問題

1 低周波音とは

落合 低周波音問題の背景と問題の概要は **図1** のとおりです。

初めに、基本的なことですが、音の大小は音圧レベルで表し、単位はdB(デシベル)を用います。そして、音の高低は周波数で表し、単位はHz(ヘルツ)を用います。

一般に普通の音圧で人が聞き取れるとされる音の周波数は20-2万Hz程度と言われており、2万Hzより高い周波数を超音波と言います。一方、国際規格ISO-7196で1-20Hzの音を超低周波音と呼んでいます。この超低周波音と可聴音を一部含む1-100Hz程度の音を低周波音と呼んでいます。低周波音の周波数範囲は日本での基準であり、国によって異なります。

人は、周波数が低いほど、音に対する感度が悪くなります。例えば、1000Hzの場合2dB程度でも音を聞き取れますが、10Hzくらいになると90dB程度以上でないと聞き取れません。

図1

低周波音問題

[背景]

低周波音に係る苦情が増えたのは、2000年に環境庁が実態調査を開始して、低周波音への関心が高まったから。

近年、住宅の遮音性能向上により、室内では暗騒音が低下したことに加えて、中高周波数域の音が低減し、低周波数の音が相対的に目立つようになった。

以前は、女性や高齢者からの相談が多くあったが、コロナ禍には、在宅ワークをする男性から相談が寄せられることも。

[問題の概要]

相談者の居住する地域：郊外の閑静な住宅地が多い傾向。

典型的な相談：隣家あるいは近隣の店舗に設置された室外機等から発生する低周波音による不快感、体調不良、不眠など。

このほか、発生源不明という相談も。

相談者：40歳代以上の方が多い。

低周波音の相談として寄せられるが、100Hz以上の騒音が原因である場合や、インターネット等の間違った記事による誤解、耳鳴り等の相談者自身の問題が原因と思われる場合も。

よく「超低周波音は耳ではなくて、皮膚や振動、あるいは、骨導で聞こえたり感じたりする」といったことを言う人がいます。しかし、ろう者と通常の人の低周波音の閾値（人が聞き取れる、あるいは、感じ取れる最小の音の大きさ）を比べてみると、ろう者の閾値は通常の人の閾値よりも25-40dBくらい高くなっています。このことにより、超低周波音は、皮膚や振動ではなくて、聴覚で感じているということが分かります。

低周波音の影響としては、窓や戸ががたがたするといった建具のがたつきもあります。建具に低周波音を放射して、音圧レベルを徐々に上げて、がたつきが始まる最低の音圧レベルを測定した場合、20Hz以下の超低周波音の領域を見ると、感覚閾値（人が感じる閾値）よりも建具のがたつきの閾値が低いレベルにあります。このことから、人が感じるよりも低い音圧で建具ががたつく可能性があると考えられます。そして、20Hz以上の領域ではその逆で、人が感じるよりも高い音圧でがたつきが発生する可能性があります。

2 低周波音の苦情の変遷と特徴

1960年代後半、高度経済成長による産業機械の大型化や交通機関の高速化に伴って、低周波音の問題が発生しました。工場の大型機械、道路高架橋、せきやダムなどから発生する超低周波音による物的苦情が低周波音苦情の7割以上を占めていましたが、これらの苦情は対策方法の研究が進んだことで、1980年代後半に減少しました。

2000年に環境庁から低周波音の測定方法を定めた

低周波音の測定方法に関するマニュアルが公表され、全国実態調査が開始されました。それによって、低周波音に関する関心が高まり、2001年頃から近隣の家屋や店舗に設置された設備機器等から発生する低い音圧レベルの低周波音による不快感等の苦情が発生するようになりました。そして、2006年頃からは、空調室外機、家庭用ヒートポンプ給湯器、あるいは、風力発電施設等から発生する100-200Hz程度の周波数域に周波数成分を持つ騒音による、心身の不調に関する苦情が発生するようになりました。

これらの苦情は従来のような音の大きさに関するものではなく、音そのものが不快という種類の苦情になっております。

3 環境省の 『低周波音問題対応の手引書』

低周波音の苦情の原因としては、超低周波音、可聴域の低周波音、100Hz以上の騒音、高周波音、地盤振動、電磁波などがありますが、最近は、思い違いや苦情者自身の問題が原因と思われる苦情が増えています。

音や振動以外が原因である苦情が寄せられたときに、調査員が現場に出向いても問題となるような大きさの低周波音は観測されないということで、対応に苦慮しておりました。そこでこのような問題に応えるべく、環境省が2004年に『低周波音問題対応の手引書』(以下「手引書」という)を公表しました^{*1}。

手引書は、低周波音問題対応のための「手引」(問題対応のための具体的方法や配慮事項)、「評価指針」(苦情申立てがあった場合の判断の目安となる参考値などの提示)、「評価指針の解説」という3部構成になっています。

手引書のポイントは、低周波音が原因の苦情とそれ以外が原因の苦情をいかに分類するかというところにあります。そこで発生源の稼働停止と音、振動、体感、建具のがたつき等との対応関係に着目しました。

低周波音、高周波音、騒音、地面振動などは発生源の稼働停止と対応関係がある一方で、低周波

電磁波や思い違い、苦情者自身の問題は対応関係がないと考えられます。

低周波音に規制基準や環境基準はありません。したがって、手引書は、苦情の原因が低周波音か否かを判別するためのものであって、発生源側と苦情者側の対応関係を最も重視しています。

評価の方法としては、初めに発生源の稼働状況と苦情内容の対応関係の確認を行います。対応関係がなければ、問題としている発生源以外が原因か、あるいは、音、振動以外が原因と考えられます。対応関係が確認できた場合は、次に参考値と比較をします。参考値は対応関係があった場合における苦情原因が低周波音によるか否かの判断の目安となっております。図2

低周波音の測定量は、物的苦情の場合は1/3オクターブバンド音圧レベル(周波数別の音圧レベル)を測定します。心身に係る苦情の場合には1/3オクターブバンド音圧レベルとG特性音圧レベルを測定します。

G特性とは、1-20Hzの超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性で、ISO-7196で規定されました。可聴音における聴感補正特性であるA特性に相当するものです^{*2}。G特性音圧レベルとはISO-7196に定められた周波数補正特性G特性で重み付けられた音圧レベルです^{*3}。

4 低周波音問題に関する課題

●調査・原因の特定

低周波音の測定は発生源側と苦情者側で同時に行います。可能であれば、発生源側の発生源の稼働停止を行います。心身苦情では時刻を合わせて体感調査も行います。物的苦情では建具等のがたつきの有無を確認します。

●被害の内容

体感調査では、あらかじめ苦情者に感覚、症状、音の種類などもヒアリングしておきます。そして、苦情者側に発生源の稼働停止を知らせずに、時々刻々の感覚を記録表に記録してもらいます。

●対応関係

対応関係には物理的な対応関係と体感的な対応

*1 <https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/> *2 『低周波音の測定方法に関するマニュアル』平成12年10月環境庁大気保全局P1 <https://www.env.go.jp/content/900405756.pdf>
*3 『低周波音の測定方法に関するマニュアル』P3

関係があります。物理的な対応関係のうち、音圧レベルの変動の対応関係は、発生源の施設が稼働すれば音圧レベルが上昇し、停止すれば下降するというものです。そのため、発生源側とほぼ同じ時刻に苦情者側でもこのようなことが起こっているかどうかを確認します。音圧レベルの変化に対応関係があれば、発生源側の音が苦情者側まで伝わってきていると考えられます。

周波数特性の対応関係は、発生源が稼働しているとき、特徴的な周波数、いわゆる「卓越周波数」が発生すると思われます。この卓越周波数が苦情者側でも観測されるかどうかということを確認します。周波数的な対応があれば、発生源側の音が苦情者側まで伝わってきていると考えられます。

体感の対応関係は、苦情者側に知らせずに施設を稼働停止させて、苦情者側の反応等の対応を調べます。苦情者側の反応と施設の稼働状況が対応していれば、苦情はその施設から伝播してきたことに起因しているという可能性があると考えられます。

●参考値

参考値には、物的苦情に関する参考値と心身に係る苦情に関する参考値があります。物的苦情参

照値は建具のがたつきの閾値に基づいており、心身苦情参考値は低周波音の心理評価実験の結果に基づいています。

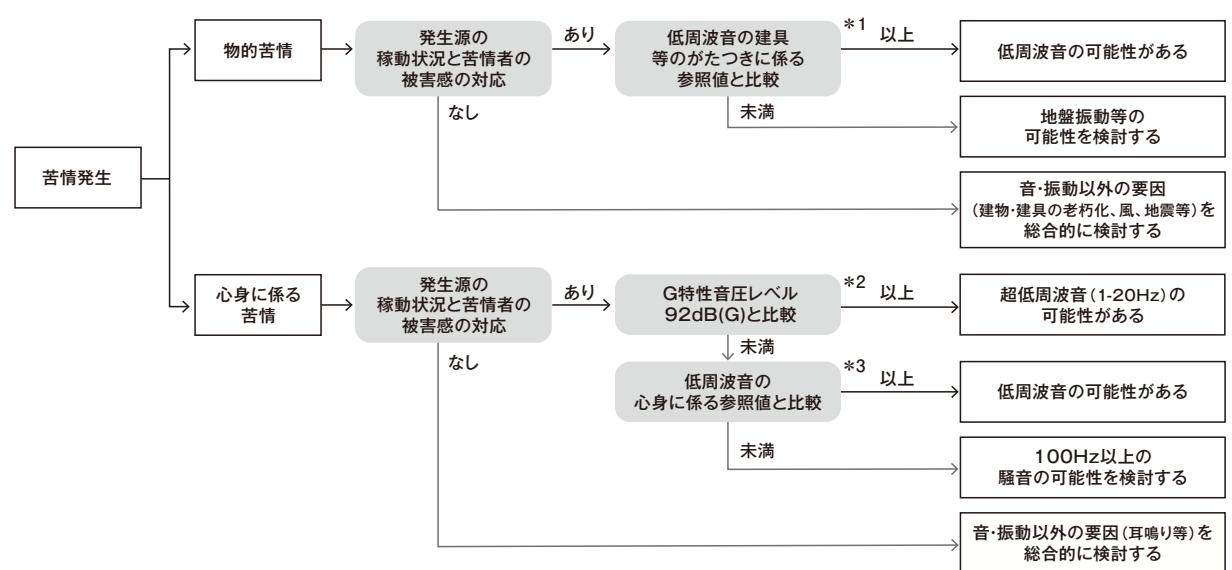
参考値の考え方についてですが、発生源側と苦情者側に対応関係がある場合、物的苦情の場合は低周波音、または、地面振動が原因である可能性があると考えられます。心身苦情では低周波音、または、100Hz以上の騒音が原因である可能性があると考えられます。そして、どちらが苦情の原因かを判断するために測定結果を参考値と比較します。

参考値は苦情原因が低周波音によるものか否かの判断の目安となっています。そして、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことから、心身苦情参考値ではあえて低めの値を設定しています。よく参考値以下だと切り捨てられるとおっしゃる人がいますが、心身に係る苦情では参考値以上であれば苦情の原因が低周波音である可能性があり、参考値未満であれば100Hz以上の騒音である可能性が考えられます。

ただし、対応関係がなければ、たとえ参考値を上回っていても低周波音が原因とは判断できません。体感調査や対応関係の確認を行っていない場

図2

低周波音問題の評価手順



*1.低周波音による物的苦情に関する参考値 *2.低周波音による心身に係る苦情に関する参考値(G特性:ISO 7196) *3.低周波音による心身に係る苦情に関する参考値
【引用元】<https://www.env.go.jp/content/900405761.pdf>

合も同様です。

このほか、街の雑踏や車の通過など、調査対象としている以外の音である暗騒音の確認も大切です。対象とする発生源が停止しているにもかかわらず、暗騒音で参照値を上回っているという場合もありますので、注意が必要となります。

2 タバコ煙害問題

岡本 この問題の背景や問題の概要は図3のとおりです。私も執筆に関わり、2023年3月に出版された『住環境トラブル解決実務マニュアル（改訂版）』（東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会、以下「書籍」という）をお持ちの方は、そちらを参照していただければと思います。

1 法律上の位置付け

健康増進法では第一種施設（同法28条5号）、第二種施設（同条6号）での受動喫煙問題に関して罰則が定められています（同法76条、77条）。また、東京都の場合は東京都受動喫煙防止条例により従業員を雇っている飲食店は、基本的に禁煙又は分煙にしなければならないとされています。

このように第一種施設や第二種施設に関しては罰則がありますが、屋外や家庭に関しては健康増

進法上の罰則はなく、配慮義務という罰則のない抽象的な規定があるだけです。屋外に関しては、自治体による路上喫煙や歩きタバコ禁止の条例がありますが、それは区や市町村のレベルということになります。

罰則はありませんが、健康増進法27条において配慮義務が明記されたので、これは交渉のときには使えますし、裁判をすれば裁判規範にもなり得、民事上の不法行為等の根拠にはなります。ただし、配慮義務自体に行政上の罰則や過料はないという位置付けになります。

書籍の155ページに、「受動喫煙症は必ずしも確立した病名ではない」と書きましたが、その後、WHOの『ICD-11』において「QD70.5 タバコの煙への曝露に関連する問題」（Problems associated with exposure to tobacco smoke）という、受動喫煙症に近い分類の疾病分類の病名が作られました。「受動喫煙症」自体は日本の病名ですけれども、受動喫煙にさらされることによって、さまざまな健康上の問題が生じることについて国際的な分類の医学的な根拠ができたということを補足させていただきます。

受動喫煙問題に関するリーディングケースとなるのが名古屋地裁の平成24年12月13日の判決です。この裁判では、マンションに居住する非喫煙者の原告が、自身の居室の真下に居住しそのベランダで継続的に喫煙している被告を訴えたという事案です。

注目すべきなのは、専有部分であるマンションの部屋の中、及び、これに接続する専用使用部分であるベランダにおける喫煙であっても、他の居住者に著しい不利益を与えていたことを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置を取らない場合は喫煙が不法行為を構成することがあり得るとした上で、本件の被告の行為は不法行為になると判断されたことで

図3

タバコ問題

【背景】

もともと職場の受動喫煙問題と並んで、近隣住宅の受動喫煙問題の相談は多かった。近年は、法令により職場・路上・飲食店の禁煙化が進み、自宅での喫煙が割合的に増大。コロナ以後、在宅ワークが増加して、喫煙者も被害者も一日中在宅している相談も。また定年退職後の高齢者が一日中喫煙しているケースも。

【問題の概要】

典型的な相談：マンションの隣家居住者や階下居住者が、ベランダや室内換気扇下で喫煙することで、そのタバコ臭気が周囲の居住者の生活空間に流入し、窓を閉め切っていても室内に臭気が入ってくるなど。

戸建て住宅間でも問題に。

住宅と事業者設置の屋外喫煙所（企業・コンビニ・飲食店・タバコ屋・公衆喫煙所など）の間でも問題に。

す。

この判決は、「専有部分及びこれに接続する専用使用部分」と述べているので、専用使用部分であるベランダでの喫煙だけではなく、専有部分そのものである居室内（例えば、換気扇下）での喫煙にも及ぶ規範だというふうに思います。

もっとも、認められた慰

謝料は、4か月半の受動喫煙被害について5万円という非常に低額のものだったため、裁判をしても費用倒れになることが多いと思われます。

さらに、非喫煙者が喫煙者を訴えた裁判（書籍165ページB判決）が終わった後、喫煙者が非喫煙者を訴え返したという事案もあり、この件は喫煙者側が映画まで作っています。映画『[窓]MADO』で検索していただければ、予告編を見ることもできます。予告編は2分ぐらいの動画ですが、見ていただくとだいたいの概要が分かると思うので、ご興味があればご覧ください。

2 確認すべき課題

タバコ煙害問題について確認すべき課題を図4にまとめましたのでご覧ください。相談を受けた弁護士の立場で聞き取るべきことなどについては、書籍の巻末資料に掲載していますので、是非ご活用いただければと思います。特に重要なのは喫煙者の特定です。

また、どこで吸ったタバコの煙がどういう経路で部屋の中に入ってくるのかということを特定することも必要です。ケースによっては、共用の壁や天井裏などを通じてにおいが入ってきたり、隣接した壁の中でタバコの煙のにおいが伝わり、コンセントの隙間からにおいが入ってきたりする例もあります。

それから、相談者の中には妄想とか統合失調症が疑われるケースもあります。統合失調症の場合だと、常に自分が監視されているという訴えが顕

図4

課題（タバコ煙害）

課題	摘要
調査、原因の特定	喫煙者の特定（否認事案は被害者の思い込みの恐れも検討し慎重に） 臭気の到達の経路、濃度測定（粉塵PM2.5、においセンサー、VOC測定）
被害の内容	苦痛の内容（急性影響・慢性疾患）、診断書の入手、 他の人（家族・友人・第三者）による臭気体感
対立関係	交渉の経緯、感情的な対立（タバコ以外）、受動喫煙被害者による過剰反撃
第三者の協力	管理組合・管理会社・自治会・町会・賃貸人・行政・警察などの協力
方針選択	弁護士の関与方法（助言・現地調査・交渉・内容証明郵便）、訴訟か調停か

著にあります。「自分がどこの部屋に行っても相手から監視されていて、相手が自分の居場所にタバコの煙を吹き掛けてくる」といった相談が典型的ですが、そこまでいかないにしても、本当に客観的にタバコの煙が来ているのか、それとも思い込みなのではというところは慎重に聞き取りをする必要があります。

そのような相談者の場合、弁護士がタバコの煙害を否定しても、他の弁護士に相談に行ったり、ずっと弁護士事務所を巡ったりして、解決につながらないし、隣人間のトラブルが余計エスカレートするというような場合もあるので、これをどうやって医療機関につないであげるかということも大事になります。その場合、弁護士としては守秘義務の観点や必ずしも本人の意に沿わないアドバイスをすることになる場合もあるので、慎重に対応する必要があります。そのような例について取材を受けた記事があるので、参考にしていただければと思います^{※4}。

3 よくある相談

よくある相談をQ&A形式でまとめた図5をご覧ください。

書籍にも書きましたが、海外では集合住宅の禁煙化がどんどん進んでいます。また、東京都住宅供給公社が住戸内を含む敷地全体を完全禁煙化した賃貸住宅をオープンしたり、豊橋市などが市営住宅を禁煙化したという例もあります^{※5※6}。

こうしたことがもっと増えるようにこれからも

※4 “統合失調症の依頼者から「隣人に監視されている」と相談 医療につないだ弁護士の奮闘” 弁護士ドットコム2023年10月14日 https://www.bengo4.com/c_18/n_16606/

※5 JKK東京は「コーチャハイム経営フォレスト」（2021年1月入居者募集）、「カーメスト桜新町」（2024年6月入居者募集）など、9棟619戸の建物において、住戸内を含む禁煙住宅を展開

※6 “豊橋市営住宅管理センター 市営住宅一覧 西口住宅121戸敷地内禁煙及び全室禁煙” https://www.toyohashishieiijitaku.sala.jp/list/h_30.php

政策提言をしていきたいと思っていますし、民間でも禁煙マンションというのを広めていきたいと思います。

既に、国土交通省に対しては、マンション標準管理規約のコメント欄に喫煙問題を入れてほしいということを提言しました。例えば、ペットに関しては、過去に裁判例も多くあったので、マンション管理規約でペット可か不可かということを明記することが一般的になっています。ペットの例に倣って、喫煙に関しても喫煙を許容するマンションなのか、許容しないのかということについて明記してほしいと提言しています。

弁護士の立場で時々相談を受けるのが賃貸マンションのオーナーの方からの「入居する人は非喫煙者にしたい」「室内で一切タバコを吸わないようにしてほしい」というもので、賃貸借契約書に禁煙を明記することができます。注意すべきなのは、仮に、喫煙禁止に違反したら契約解除や明渡しを請求できるという条項を入れても、借地借家法上、それが有効なのかという疑問や、実際にそれで本当に立ち退かせることができのかという実効性にも疑問があります。それよりも違反喫煙が発覚した場合には1回につき違約金をいくらにするというふうに定める方が実効性があると思います。

3 香害問題

この問題の背景や問題の

概要は **図6** のとおりです。

香害については、2010年前後から非常に強烈においの柔軟剤、合成洗剤といったものが使われるようになって問題になってきましたということです。被害を感じる方の多くは化学物質過敏症を発症している方というふうに言われています。化学物質過敏症は2009年に日本の保健医療のレセプト病名、そして、障害年金の対象疾病になっています。

香害が問題となりやすい場所については、乗り物の中、店、公共施設、隣の家の洗濯物のにおいが挙げられます。その他に職場、病院、学校など

図5

質疑応答

Q 喫煙者の住人から、ベランダ出ないで室内で喫煙するのは自由だと主張されています。反論可能でしょうか？

A はい、可能です。名古屋地判平成24.12.13の判決文によれば、ベランダに限らず、「所有建物内」の喫煙にも制限が及ぶものと読みます。健康増進法第27条「配慮義務」も、場所の限定はありません。いかなる場所でも、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう」配慮を義務付けています。

Q マンションの管理組合・管理会社、賃貸人が何も対応してくれません。法的な請求は可能でしょうか？

A これら関係者の協力によって解決に向かう場合も多いので、積極的に協力してもらえるよう期待したい所ですが、協力を拒否された場合は、法的な義務者ではないので、対応を請求することは困難です。直接的な加害者である喫煙者に対して交渉し請求するのが本筋です。(ただし、建物に構造上の瑕疵がある場合は別論)

Q 喫煙者の住人に対して、慰謝料に加えて、引っ越し費用も請求したいのですが、可能でしょうか？

A 論理的には成り立ちますので、交渉や調停で請求することは可能です。しかし、訴訟等で争いとなつた場合は、相当因果関係の立証のハードルは高いと考えられます。なお、禁煙をうたったマンションに、事業者がこれに反して喫煙者を入居させていた事案で、事業者が非喫煙者に引っ越し費用や慰謝料を支払った和解例があります。

上の3問はいずれも弁護士ドットコム(https://bbs.bengo4.com/topics/c_18/n_18248/)からの引用

図6

香害問題

【背景】

近年、人工的に強い香りを添加した柔軟剤、合成洗剤、消臭剤、除菌剤、制汗剤、芳香剤などの生活用品が増え、そうした製品のにおいによって体調不良・健康被害が引き起こされる「香害」が社会問題となっている。

香りつき製品のにおいによって体調を崩す人や化学物質過敏症を発症する人が2010年前後から増え続けているという。

【問題の概要】

「香害をなくす連絡会」のアンケートで、香り付き製品のにおいで具合が悪くなった場所は、
1位「乗り物の中」、2位「店」、3位「公共施設」、
4位「隣家から洗濯物のにおい」(47.0%、3356件)、
5位「職場」、6位「病院」、7位「学校」であった。

国民生活センターや東京都生活文化局によれば、隣家で干している洗濯物など、隣人が使用している柔軟剤・洗剤のにおいが、ベランダ・窓を通して流入し、苦しくなるといった相談が継続的に寄せられているという。

もあり、特に子供の場合は学校に行けないということも問題になっています。

基本的な対応はタバコの場合とほぼ同じですが香害の場合は粉塵濃度の測定ではなくて、トータルVOC (Total Volatile Organic Compound、総揮発性有機化合物) の測定器やにおいセンサー

が有用です。2万円とか3万円ぐらいで買えるトータルVOCの測定器は、タバコや香害など、さまざまにおいに関して有用です。タバコは1万円程度で購入できる粉塵濃度測定器でもある程度測定できます。

第2

座談会編

1

環境・近隣紛争の特徴

高橋(美) 環境・近隣紛争の解決に向けた活動上の課題としてはどのようなものがあるのでしょうか。

高橋(邦) 前半の講義編でお話がありましたとおり、原因をある程度特定して、それをなるべく解消すれば、問題が解決に向かうのではないかというところが大きな視点です。図7 そうすると、原因はいったい何なのか、そして解決方法として何を目指すのかといったことが重要になってきます。

低周波音の測定やタバコのにおいの経路などは費用をかけて調査しないと発生源がよく分からぬことがあります、現場に行って近隣を見れば、

だいたい分かることもありますので、自分で現場に行って感覚的に把握した方がいいと思います。

被害の内容については、「ちょっとうるさい」程度では不法行為責任を追及しようと思っても損害が立証できないこともあります。そのため、どれぐらい不快なのか、うつ病や不眠症の診断書など医学的な根拠があるのか、さらに、発生源に原因がありそれによって不眠症になったといった医学上の因果関係などがあるとより良いと思います。

対立関係については、裁判手続に至るまでの交渉の経緯を裁判所などの紛争解決機関もよく見てくれますので、説明できるようにしておくことが重要です。感情的な対立が主であれば、発生源の原因を除去しても紛争は解決しにくいので、弁護士が介入しても解決できるのかどうかという問題もあります。

証拠資料については、医学的な資料に加え、測定記録も出す必要があるとは思っています。ただ、測定記録を出してしまうと、今度は相手方が「それは違う」などと言って、別の記録を持ってきて複雑化することもあるので、様子を見ながら進める場合もあります。関係

図7

環境・近隣紛争の解決に向けた活動上の課題

課題	摘要
調査・原因の特定	調査が可能かどうか、他の影響があるか、原因の特定の可否、費用等
被害の内容	被害が不快感程度の場合、医学的見地・診断書の有無、因果関係
対立関係	交渉の経緯、対立の内容、感情的なものか、公害等の除去で解消するか
資料	訴訟か調停か、科学的・医学的資料、測定記録、体感調査、関係資料
関連法令・条例等	紛争類型に応じた法令及び条例の把握。自治体独自の規制

法令や条例等については、自治体独自の規制や、マンション管理規約なども含めた何らかの規制などに違反している場合もあるので、そういうことも調査する必要があると思います。

（高橋（美）） 落合先生にお伺いします。低周波音被害に関する課題が図8に記載されていますが、中でも原因の特定が特に難しいのではないでしょうか。

（落合） 発生源の特定はやはり難しいですね。ただ、不快感等の苦情はたいてい20Hz以上の可聴域（音が聞こえる範囲）の苦情なので、本当に問題となるような大きさの低周波音が出ていれば、皆さんのが現場に行っても音を聞き取ることができるとと思います。最近多いのは、発生源不明の苦情ですが、これはおそらく苦情者自身の問題が原因である場合が多く、そういった場合には発生源の特定は難しいです。したがって、現場に行って、周辺の状況とか、あるいは、発生源がある場合には、発生源と相談者の位置関係を確認することが重要なと思います。

（高橋（美）） 低周波音の被害を訴える人がいる場合には、どういった資料を収集することになるのでしょうか。

（落合） 環境省の『低周波音問題対応の手引書』や対応事例集にも書いてありますが、訴えている被害の内容、具体的には、不快に感じるというなら不快になる時間・季節・場所、窓の開閉の有無や、いつからそういうことが起きたのかといったことを詳細に聞くことが重要だと思います。

（高橋（美）） タバコ煙害に関する課題が図4に記

載されていますが、岡本先生、いかがでしょうか。

（岡本） 調査や原因の特定において、喫煙者の特定と到達の経路の特定は非常に重要になってきます。相手が喫煙を認めていたり、逆に開き直って、吸っていて何が悪いんだと言っているような事例は、話し合いを進めれば解決に比較的導きやすいかなというふうに思います。

しかし、誰が喫煙者なのか分からぬというような場合は、特定するのが大変です。そういう場合に、マンションの管理組合や管理会社が協力的で、聞き取り調査やアンケートを実施するなどして喫煙者を特定できれば、交渉が進む例もあります。他方で、喫煙者が特定できないような事例だと、進め方が非常に難しいところです。相手が喫煙を否定しているというような場合、喫煙者がうそをついているのか、あるいは、本当に吸っていないくて、別の第三者が喫煙をしているのかという特定は非常に難しく、慎重に調査する必要があります。

濃度測定については、粉塵PM2.5、においセンサー、VOC測定器など、10~20万円程度するものもありますが、1、2万円程度の比較的簡易な測定器でも十分役に立つかなと思います。最近はスマホと連動させて、どの時間帯に数値が上がって、どの時間帯には下がるのかとかいうような記録ができるものもあります。

ただ、測定器はアルコールやコーヒー、料理といった別のものにも反応があるので、相談者が「これはタバコに違いない」というふうに決め付けたり思い込んだりしている場合には、相談者にきちんと理解してもらうことも必要になります。

被害の内容に関しては、苦痛の内容（急性影響・慢性疾患）の特定や、客観性を相手に示すために診断書を入手したり、他の家族、友人、第三者による臭気体感も重要になってきます。

対立関係は、タバコ以外

図8

課題（低周波音）

課題	摘要
調査、原因の特定	発生源の特定、低周波音・騒音以外の可能性（被害者側の原因の可能性） 調査が可能か？ 音の伝搬の有無、音圧レベル・周波数特性の測定
被害の内容	訴えの内容（不快感、不眠、建具のがたつき等）、他の人の体感
対立関係	-
資料	-
関連法令・条例等	低周波音は規制基準・環境基準はない 騒音の場合は法令及び条例の把握、自治体独自の規制等

にもご近所への憎しみが背景にあるような事案もありますし、タバコが原因で他の問題でも感情的な対立が深まっているような場合もあります。このような交渉の経緯というのも非常に重要なことで、丁寧に確認をする必要があると思います。

また、過剰反応や過剰な反撃をしている事例もありますし、お互いに110番通報し合って、出動してきた警察官が困ってしまうというような事案もあります。非常に感情的な対立があるので、何とかそこに管理組合、管理会社、自治会、弁護士など、さまざまな関係者が入ることによって、うまく落ち着かせ、解決できたらなというふうに思うところです。

方針の選択としては、弁護士の助言で終わる場合、現地調査する場合、交渉する場合、内容証明郵便を送る場合などさまざまにありますし、訴訟や調停もあります。

最近は、ベランダで喫煙すること自体は良くないという認識がある程度広まっているので、ベランダ喫煙はあまり問題になりません。その一方で、部屋の中での喫煙が問題となってきていますが、室内の喫煙だとさらにこじれているケースが多く、慰謝料の額も低い上、白黒はっきり付けたところで解決に至らないという場合があります。

私は、基本的に話し合いで解決すべきであり、直接の話し合いや簡易裁判所の民事調停はお勧めしますが、訴訟は基本的にすべきではないというふうに思っています。

2 環境・近隣紛争の特徴と紛争解決機関等

高橋(美) 図9は紛争解決機関等について一覧化したものになりますが、高橋(邦)先生から解

図9

環境・近隣紛争の特徴と紛争解決機関等

名称	話し合い	市区町村	110番(※)	公調委 公害審査会	簡裁 (調停)	裁判/ 仮処分
迅速性	○	○	○	△	○	△
費用	○	○	△(※)	○	○	△
専門性	△	○	○	○	○	○
解決力	△	○	○	○	○	△

上表は一例でありケースによる。「住環境トラブル解決実務マニュアル(改訂版)」(東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会)P14~ ※110番は東京三会の実施する電話相談と初回面接相談は無料

説をお願いいたします。

高橋(邦) 大きく分けて、当事者間の話し合いで当事者の意思で解決するのか、弁護士や裁判所などが間に入り、当事者の意思によって解決を図るのか、それとも、訴訟により裁判官の判断に解決を委ねるのか、手続の中で専門的な知見を得られるか、この他に、債務名義を取れるのかというような視点があります。

当事者間での話で済めば、費用もそんなに掛からないことが多いです。ただ、感情的な対立が激しい場合など、当事者間での解決が必ずしもうまくいくわけではありません。

市区町村は電話連絡すると対応してくれることもありますし、測定などしてくれることもありますので専門性があります。また、行政指導してくれる場合もあるので、音がある程度やむこともあります。

「公害・環境なんでも110番」は、東京の三弁護士会が実施しています^{※7}。環境問題や公害問題に詳しい弁護士が対応するので、ある程度解決力もあるのではと思います。

公害等調整委員会(公調委)や公害審査会は段取りに結構時間がかかることがあります、公共機関なので費用はそんなに高くはありません。また、専門家が集まっていますので、いろいろな角度からの分析により解決の方向へ導いてくれることもあります。もっとも、公調委と公害審査会は典型7公害のいずれかに該当するなど所定の要件を満たさないと申立てを認めてくれないので、窗口が狭いという一面はあります。

※7 https://niben.jp/pdf/soudan/0775_001_new.pdf

簡易裁判所の調停は、最近は迅速に進めましょうという方針が出ているところもあるので、早く解決する可能性もあります。必ずしも公害や環境に強い専門家が対応するわけではありませんが、簡易裁判所で調停が成立すれば、債務名義による強制執行が可能となるので、公害審査会や公調委、その他の話し合いといった他の手続とは異なるところです。最後は皆様ご存じの通常の裁判や仮処分です。

（高橋（美）） 落合先生は専門委員として、公害審査会の委員なども歴任されていらっしゃいますが、専門委員の先生はどのような役割を担っていらっしゃるのでしょうか。

（落合） まず提出された資料からどういう苦情かを把握するところから始まります。現場に行って現場の状況を確認し、測定等の調査が必要であればその計画の案を作成します。そして、調査結果が出てきたら、評価や考察をします。そのほかに、提出資料の中で測定結果があれば、内容を確認・解析します。また、公害審査会等の場合には委員会で意見を述べたりします。

（高橋（美）） 弁護士が落合先生のような学者の先生方へアプローチするときに、どういった点に留意すれば、「協力しやすいな」と思っていただけるのでしょうか。

（落合） 私が所属する小林理学研究所は研究機関なので、基本的には紛争に関わりは持ちません。他の大学や研究機関も同じかと思います。一般的な相談としてお聞きするのであれば、なるべく苦情の状況が分かるような資料を提示の上、詳しいお話をいただければ、それに応じた助言はできるのではないかと思います。

でしょうか。

（岡本） 訴訟は立証面でも大変ですし、結論としても、低額の慰謝料をもらってあまり解決にならないので、基本的にお勧めできないなと思います。

また、調停は1カ月に1回とか2カ月に1回とかしか期日が実施されないので、直接の交渉とか、管理組合とか管理会社といった第三者が立ち会っての話し合いとか、弁護士が同席しての話し合いとか、そういうことができるのであれば、まずはその方がいいと思います。その上で、話し合いの場ではなかなか進まないような場合には、簡裁の調停をやる必要が出てくるのかなと思います。もちろん、相手が全く調停に出席しない場合は、成果が見込めませんが、割とこの種の事案は相手方も調停に出席する傾向があると思います。

逆に喫煙者の側も、受動喫煙を受けている側から過剰にクレームを言われているとか、自分たちも言い分があるとかいうケースもあります。そういう場合には喫煙者の方から調停を申し立てたり訴訟提起したりするということもあり、それはそれで話が進むということになるかと思います。

（高橋（美）） 公調委や公害審査会に関してはいかがでしょうか。

（岡本） タバコの問題に関しては、公調委や公害審査会が公害問題として受け付けてくれるかどうかについて、地方によって対応がまちまちなのかなと思います。

保健所によっては、「それは罰則がないので対応外です」というところもあり、対応がまちまちだなというふうに感じています。

（高橋（美）） 高橋（邦）先生はいかがでしょうか。

（高橋（邦）） 話し合いの中で何を目指すかに応じて、どの機関を利用するかという視点もあります。例えば、因果関係について「たぶんこれじゃないか」と思ってもなかなか話し合いが進まないときに公調委の原因裁定を申請する方法もあります。また、対事業者関係でいきなり訴訟提起しても、受忍限度の範囲内と判断されて負けそうな場合、まずは話し合いをしたり調停を申し立てる。そして、調停の中で、時間規制などの譲歩した形で調停を成

3 調停手続（訴訟との対比から）・進め方

（高橋（美）） 次に、紛争解決手段の選択について伺います。岡本先生からは訴訟よりも調停を利用すべきという説明がありましたが、その点はいかが

立させて、相手方が調停条項を破ったら、「条項違反じゃないか」と強く主張して履行を求めたり、強制執行をする。そのように調停と訴訟を使い分けることもできると思います。

なお、公調委とか公害審査会は、典型7公害（環境基本法2条3項）を扱うので、タバコの問題について、これはものすごい煙で大気汚染だ这样一个所だと受け付けてくれる可能性もあるのかもしれません。

（高橋（美）） 次に、公害審査会などの調停手続について、特に環境・近隣紛争の対応での注意点や活用方法について、お話を聞かせいただければと思います。

（高橋（邦）） まず、状況の説明について、周辺の地図や写真などを資料として添付するとイメージを共有しやすいです。また、被害状況や交渉の経緯などが分かると争点も明確になってきます。

あと、申立てについて、「原因を除去してほしい」とか、「解決策はあるが費用負担が問題になっている」といったことを具体的に書いた方が分かりやすいです。

調停手続がうまくいくべきですが、うまくいかないこともあります。調停等で合意が成立する場合でも調停条項をどう作るかも検討事項となります。例えば、過去の裁判例では、ベランダに置いたごみから悪臭が漂っているという紛争について「ベランダにごみを置かない」という内容の和解条項が作成された事案がありました。しかし、調停成立後も相手方がごみを置くので強制執行を申し立てたら、相手方が「これはごみではない」と主張し、執行官もごみなのかどうか判断できず強制執行できないという結果になりました。

（高橋（美）） 調停案を作る際、代理人としてはどのような点に留意すべきでしょうか。

（高橋（邦）） 原因を除去しなければならないときに、内容によっては強制執行が難しいことが多いので、当事者間で分かるような内容で簡潔に記載し、当事者が自らの意思で履行しやすいようにする必要があります。

（高橋（美）） 低周波音にかかる被害について、調停案を作成する際にどんなことに留意すればよいですか。

（落合） 低周波音に関する苦情のうち、低周波音や騒音・振動が原因でないような場合には、いくら発生源に対策をしても解決しません。ですから、発生源の稼働状況と苦情の対応関係を十分に把握するということが重要かと思います。

（高橋（美）） タバコ煙害の調停手続の進め方に関して、どのようなことに留意すべきでしょうか。

（岡本） 相手方の主張を把握する際、喫煙態様を変える気が全くないのか、既に一定の配慮をしたのでこれ以上譲歩しないのか、以前喫煙していたがもう吸っていないといったうそをついているのか、あるいは、別の第三者の喫煙が原因ではないかなど、相手の主張をきちんと把握して、的確に説得していくことが必要だと思います。

（高橋（美）） 加熱式タバコについて、受忍限度論や法規制に関して、現時点ではどのような状況なのでしょうか。

（岡本） 加熱式タバコに関しては、健康増進法上は暫定的な扱いをしていて、第二種施設における分煙においては、飲食・遊技・カラオケ等しながらの加熱式タバコは認められています（同法附則（平成三〇年七月二五日法律第七八号）第三条）。

加熱式タバコの受動喫煙の有害性というのは、法律改正のあった2018年当時まだ科学的に証明されていなかったので、法律上では暫定的な位置付けをしているところです。

NF

